

昭和四十八年法律第百十号

瀬戸内海環境保全特別措置法

目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）	第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置（第三条—第四条の二）
第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置（第三条—第四条の二）	第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置（第三条—第四条の二）
第三節 生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理（第十二条の三—第十二条の五）	第三節 生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理（第十二条の三—第十二条の五）
第四節 自然海浜の保全等（第十二条の十三—第十三条）	第四節 自然海浜の保全等（第十二条の十三—第十三条）
第五節 環境保全のための事業の促進等（第十四条—第十九条の三）	第五節 環境保全のための事業の促進等（第十四条—第十九条の三）
第四章 雜則（第十九条の四—第二十三条）	第四章 雜則（第十九条の四—第二十三条）
第五章 罰則（第二十四条—第二十七条）	第五章 罚則（第二十四条—第二十七条）
附則	附則

第一章 総則（目的）	県並びに瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念
第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。（定義）	が、我が国のみならず世界においても比類ない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のいわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、公表しなければならない。
第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であつて政令で定めるものをいう。	（瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画）
一 和歌山県紀伊ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線	3 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画
二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線	2 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画
三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司埼灯台に至る直線	1 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画
2 この法律において「関係府県」とは、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県	

第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置（特定施設の設置の許可）	県並びに瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念
第一節 特定施設の設置の規制等	3 この法律において「関係府県」とは、関係府県の知事をいう。
第二節 富栄養化による被害の発生の防止（第十二条の二）	が、我が国のみならず世界においても比類ない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のいわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、公表しなければならない。
第三節 生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理（第十二条の三—第十二条の五）	（瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念）
第四節 自然海浜の保全等（第十二条の十三—第十三条）	3 県並びに瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念
第五節 環境保全のための事業の促進等（第十四条—第十九条の三）	他の府県で政令で定めるものをいう。
第四章 雜則（第十九条の四—第二十三条）	（他の府県で政令で定めるもの）に水を排出する者は、特定施設（同条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設をいい、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という）の一日当たりの最大量が五十立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。以下同じ。）を設置しなければならない。
第五章 罚則（第二十四条—第二十七条）	4 基本計画の決定又は変更に当つては、環境大臣は、遅滞なく、これを関係府県知事に送付するとともに、公表しなければならない。
附則	5 基本計画の決定又は変更があつたときは、環境大臣は、遅滞なく、これを関係府県知事に送付するとともに、公表しなければならない。

第一節 特定施設の設置の規制等（特定施設の設置の許可）	6 政府は、瀬戸内海の環境の保全に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
第二節 特定施設の設置の規制等（特定施設の設置の許可）	3 この法律において「関係府県」とは、関係府県の知事をいう。
第三節 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置（特定施設の設置の許可）	が、我が国のみならず世界においても比類ない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のいわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、公表しなければならない。
第四節 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置（特定施設の設置の許可）	（瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念）
第五節 環境保全のための事業の促進等（第十四条—第十九条の三）	3 県並びに瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念
第四章 雜則（第十九条の四—第二十三条）	他の府県で政令で定めるものをいう。
第五章 罚則（第二十四条—第二十七条）	（他の府県で政令で定めるもの）に水を排出する者は、特定施設（同条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設をいい、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という）の一日当たりの最大量が五十立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。以下同じ。）を設置しなければならない。
附則	4 基本計画の決定又は変更があつたときは、環境大臣は、遅滞なく、これを関係府県知事に送付するとともに、公表しなければならない。

事業場から排出水を排出する者に係る当該特定施設は、同法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設ではないものとみなす。

第五条第一項に規定する区域におけるダイオキシン類対策特別措置法第三十四条第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条から第十一条までの規定を含む。）」とする。

第十二条の二 第五条第一項に規定する区域における排出水の排出の規制等

第五条第一項に規定する区域において指定物質を公共用水域に排出する者に對し、指導方針に従い、必要な指導（助言及び勧告）をすることができる。

第十一条の規定を含む。）」とする。

（みなし指定地域特定施設に係る排出水の排出の規制等）

第十二条の二 第五条第一項に規定する区域においては、第二条第一項に規定する瀬戸内海の水質にとつて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水又は廢液を排出する施設として政令で定める施設について、これを同条第三項に規定する指定地域特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域において」とあるのは「瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する区域（以下この項において「特定区域」という。）において」と、「指定地域となつた」とあるのは「特定区域となつた」とする。

第二節 富栄養化による被害の発生の防止（指定物質削減指導方針）

第十二条の三 環境大臣は、瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、関係府県知事に對し、第五条第一項に規定する区域において公共水域に排出される富栄養化による生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質（以下この節において「指定物質」という。）の削減に関し、政令で定めると、指導方針（以下この節において「指導方針」という。）を定めることを指示することができる。

指導方針においては、目標年度において削減の目標を達成することを目途として、指定物質の削減に関する指導の方針を定めるものとする。

関係府県知事は、指導方針を定め、又は変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、前項の事項を環境大臣に報告しなければならない。

4 関係府県知事は、前条の指導、助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、第五条第一項に規定する区域において事業活動に伴つて指定物質を公共用水域に排出する者で政令で定めるもの（次項において「指定物質排出者」という。）に対し、汚水又は廢液の処理の方法その他必要な事項に關し報告を求めることができる。

（報告の徵収）

第十二条の五 関係府県知事は、前条の指導、助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、第五条第一項に規定する区域において事業活動に伴つて指定物質を公共用水域に排出する者で政令で定めるもの（次項において「指定物質排出者」という。）に對し、汚水又は廢液の処理の方法その他必要な事項に關し報告を求めることができる。

（報告の徵収）

2 関係府県知事は、前条の指導、助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、第五条第一項に規定する区域において事業活動に伴つて指定物質を公共用水域に排出する者で政令で定めるもの（次項において「指定物質排出者」という。）に對し、汚水又は廢液の処理の方法その他必要な事項に關し報告を求めることができる。

（報告の徵収）

3 前各号に掲げるもののほか、栄養塩類増加のための栄養塩類の管理

（栄養塩類管理計画の策定）

4 第十二条の六 関係府県知事は、単独で又は共同して、次に掲げる区域について、栄養塩類（窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物をいう。以下同じ。）を適切に増加させるための海域における污水等の処理の方法の変更その他の措置（以下「栄養塩類増加措置」という。）の計画的な実施に關する計画（以下「栄養塩類管理計画」という。）を定めることができる。

5 関係府県知事は、栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うものとする。

6 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域内において特定施設を設置する工場又は事業場の設置者、住民その他の関係者の意見を聽くとともに、当該栄養塩類管理計画に記載しようとするに當該栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならない。

7 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域内における污水等の処理の方法の変更その他の措置（以下「栄養塩類増加措置」という。）を適切に増加させるための海域における污水等の処理の方法の変更その他の措置（以下「栄養塩類増加措置」という。）を定めることができる。

8 環境大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

9 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、第七項に規定する他の関係府県の知事及び市町村の長に通知しなければならない。

二 対象海域において栄養塩類増加措置の対象とする物質及び当該物質に係る水質の目標値

三 栄養塩類増加措置を実施する者の氏名又は名称並びにその実施場所（工場又は事業場にあつては、その名称及び所在地）及び実施方法及び頻度

四 第二号の目標値に関する測定の地点、方法及び頻度

五 前号に規定する測定の結果に基づく対象海域の水質の状況についての調査、分析及び評価の方法

六 前各号に掲げるもののほか、栄養塩類増加措置の計画的な実施に關し必要な事項

七 栄養塩類管理計画は、基本計画及び当該府県知事が定めた府県計画に即するとともに、他の法律の規定による環境の保全に關する計画との調和が保たれたものでなければならない。

八 第二項第二号の目標値は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準の範囲内において定めなければならない。

九 関係府県知事は、栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うものとする。

（特定施設の構造等の変更の特例）

10 第十二条の八 栄養塩類管理計画において栄養塩類増加措置の実施場所として定められた工場又は事業場（以下この条及び次条第一項において「計画事業場」という。）から公共用水域に水を排出する者（第五条第一項の許可を受けた者に限る。）が、当該計画事業場に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更について準用する。

11 第十二条の九 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

（水質汚濁防止法の特例）

12 第十二条の十 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

13 第十二条の十一 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

14 第十二条の十二 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

15 第十二条の十三 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

16 第十二条の十四 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

17 第十二条の十五 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

18 第十二条の十六 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

19 第十二条の十七 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

20 第十二条の十八 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

21 第十二条の十九 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

22 第十二条の二十 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

23 第十二条の二十一 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

24 第十二条の二十二 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

25 第十二条の二十三 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

26 第十二条の二十四 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

27 第十二条の二十五 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

28 第十二条の二十六 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

29 第十二条の二十七 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

30 第十二条の二十八 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

31 第十二条の二十九 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

32 第十二条の三十 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

33 第十二条の三十一 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

34 第十二条の三十二 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

35 第十二条の三十三 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において「第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。」とする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

（栄養塩類管理計画の変更）

事は、定期的に、計画区域における公共用水域の水質の状況について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該栄養塩類管

理計画を変更するものとする。

（報告の徵収）

の同法第十二条の二及び第十三条第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場が指定地域内計画事業場でなくなった日から六月間は、同法第十二条の二中「指定地域内事業場の」とあるのは「指定地域内事業場（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四八年法律第二百十号）第十二条の六第一項に規定する栄養塩類管理計画の変更により同法第十二条の九第一項に規定する指定地域内計画事業場でなくなったものに限る。以下この条及び第十三条第三項において同じ。）」と、「総量規制基準」とあるのは「総量規制基準（当該変更前の栄養塩類管理計画に定められた同法第十二条の六第二項第二号に規定する物質による汚濁負荷量に係る部分を除く。第十三条第三項において同じ。）」

（関係府県知事等の協力）

第十二条の十 関係府県知事は、栄養塩類管理計画の策定及び実施に関する必要があると認めるときは、他の関係府県の知事又は市町村の長に対し、必要な協力を求めることができる。

第十二条の十一 栄養塩類管理計画を定めた府県知事及び当該栄養塩類管理計画に記載された栄養塩類增加措置を実施する者は、当該栄養塩類管理計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（科学的知見の充実のための措置）
第十二条の十二 国は、瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関する科学的知見の充実を図るために、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努めるものとする。

第四節 自然海浜の保全等

（自然海浜保全地区の指定）

第十二条の十三 関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。

一 水際付近又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然（以下この号において「砂浜等」という。）の状態が維持されているもの（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）
二 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたつてそ

の利用が行われることが適当であると認められるもの（行為の届出等）

第十二条の十四 関係府県は、条例で定めるところにより、自然海浜保全地区において工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取その他の行為をしようとする者に必要な届出をさせ、当該届出をした者に対して自然海浜保全地区的保全及び適正な利用のため必要な勧告又は助言をすることができる。（埋立等についての特別の配慮）

第十三条 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認について、第二条の二第一項の瀬戸内海の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 前項の規定の運用についての基本的な方針に関するものとして、中央環境審議会において調査審議するものとする。

第五節 環境保全のための事業の促進等（下水道及び廃棄物の処理施設の整備等）

第十四条 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水質の現状に鑑み、下水道及び廃棄物の処理施設の整備、汚泥のしゆんせつ、水質の監視又は測定のための施設及び設備の整備その他の瀬戸内海の水質の保全のために必要な事業の促進に努めなければならない。

（財政上の援助等）

第十五条 国は、前条の事業を実施する者に対する援助、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めなければならない。

（瀬戸内海浄化のための事業に関する計画の設定）

第十六条 政府は、瀬戸内海の汚濁した水質の浄化を図ることを目的とする大規模な事業に関する計画を設定するよう努めるものとし、そのための技術開発等を促進するとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（漂流ごみ等の除去等）
第十六条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、その海底に存し、海岸に漂着し、又は海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物（以下この条において「漂流ごみ等」という。）に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携の下に、漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（海難等による油の排出の防止等）
第十七条 政府は、瀬戸内海の油による汚染を防止するため、海難等による大量の油の排出の防止及び排出された油の防除に関し、指導及び取締りの強化、排出油防除体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（技術開発等の促進）

第十八条 政府は、速やかに、赤潮及び貧酸素水塊の発生機構の解明並びにそれらの防除技術の開発に努めるとともに、船舶内における油の処理技術その他瀬戸内海の環境保全のための技術の開発に努め、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（赤潮等による漁業被害者の救済）
第十九条 政府は、瀬戸内海において赤潮、油等による漁業被害が多数発生している状況にかかるがみ、すみやかに、当該漁業被害を受けた漁業者の救済について必要な措置を講ずるものとする。

（生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等）
第十九条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（水産動植物の繁殖地の保護及び整備等）
第十九条の三 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水質の持続的な利用の確保を図るために、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、生物の多様性の確保に配慮しつつ行う水産動物の種苗の放流その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六章 雜則

（瀬戸内海の環境の調査）
第十九条の四 環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果をこの法律の適正な運用に活用するものとする。

（勧告又は助言）
第二十条 環境大臣は、この法律の適正かつ円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、関係府県知事に対し、必要な勧告又は助言をすることができる。

（経過措置）
第二十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十二条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。
（政令で定める市の長による事務の処理）
第二十三条 この法律の規定により府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

第二十二条条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。
（政令で定める市の長による事務の処理）
第二十三条 この法律の規定により府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第五条第一項又は第八条第一項の規定に違反したとき。
二 第十一条の規定による命令に違反したとき。
二、 第十一条の規定による命令に違反したとき。
二、 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二、 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。
一、 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二、 第二十六条 第十二条の五第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
二、 第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

附則第百六十三条において同じ。の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為（以下この条において
「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行に
係る行政事務を行うべき者が異なることとなるもの
には、附則第二条から前条までの規定又は改正後
のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の
のそれぞれの法律の適用については、改正後の
それぞれの法律の相当規定によりされた処分等
の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律
の規定により国又は地方公共団体の機関に対し
報告、届出、提出その他の手続をしなければなら
ない事項で、この法律の施行の日前にその手
続がされていないものについては、この法律及
びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの
ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当
規定により国又は地方公共団体の相当の機関に
対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ
ればならない事項についてその手続がされてい
ないものとみなして、この法律による改正後の
それぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)
第一百六十三条 この法律の施行前にした行為にに対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二百五十四条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行るものとする。
第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十九号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十一条の規定 公布の日
(別に定める経過措置)
第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項（第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定）公布の日

附 則（平成二年五月三一日法律第九一号）抄
（施行期日）
この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年四月二一日法律第三十六号）抄
（施行期日）
この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一七年四月二七日法律第三十三号）抄
（施行期日）
この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則（平成二三年五月一〇日法律第三一号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七第一条）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

る改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年六月九日法律第五九号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

- 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日